

株式会社テレビ新広島からの意見書について

- P 1・・・株式会社アイ・キャンからの裁定申請について
- P 9・・・Kビジョン株式会社からの裁定申請について

株式会社アイ・キャンから平成19年5月30日付けで提出
された総務大臣裁定申請についての意見書

平成19年7月12日
株式会社 テレビ新広島

19年7月12日

総務大臣

菅 義偉 様



〒 734-8585

住 所 広島県広島市南区出汐2-3-19

氏 名 株式会社 テレビ新広島

代表取締役社長 永野 正

電話番号

意 見 書

平成19年5月30日付け、有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づく株式会社アイ・キャンからの裁定申請について、有線テレビジョン放送法第13条第4項の規定に基づき、下記の通り意見を申し述べます。

はじめに

この度、株式会社アイ・キャンから、当社に対し、有線テレビジョン放送法に基づき再送信同意を求める大臣裁定申請がなされました。当該ケーブル事業者は、平成15年10月の再送信同意申請時に、当社より“地元山口局の放送事業者と協議のうえ、当社の再送信について了解を得るよう”文書で通達し、幾度かの協議を重ねてまいりました。岩国市の広域合併により当該事業者が新たに事業を拡大した区域では、本来、当社の放送は視聴不可能であります。当社と致しましては、当社の放送が視聴可能な旧岩国市区域への再送信には同意できるとしても、視聴不可能な区域への再送信については同意できず、協議を続けてまいりました。今回、結論が出ないまま、大臣裁定によって強制的に再送信同意を引き出そうとすることは、「大臣裁定」という制度を極めて安易に利用しようとするもので、非常に残念であり、遺憾であります。

1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

名 称	株式会社 テレビ新広島
代表者の氏名	代表取締役 永野 正雄
郵便番号	734-8585
住 所	広島県広島市南区出汐2-3-19

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

(1) 県域免許制度と区域外再送信

我々放送事業者は、県域免許制度のもと地上テレビ放送全体の秩序維持と健全な発展を図るという大きな責務を担っています。県境近くの中継局はもとより、全ての送信所からの電波は、県境を越えないよう最大限の努力を払い、超える場合は、地域総合通信局及び地域の放送事業者と十分な協議の上で、同意のもと、放送許可を得ています。そのような努力の一方で、ケーブルテレビ事業者による区域外再送信は、再送信先の同意がなくても送信側の同意だけで再送信が可能な制度であり、区域外再送信と県域免許制度との間で大きな不整合が存在するのは明らかであります。

当社としては、著作権法第99条にある“放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利”を専有しているとの認識に立ち、区域外再送信同意については、先に述べました秩序維持のために“再送信先の放送事業者の同意を得ること”を大前提としております。

この度の株式会社アイ・キャンからの再送信同意申請は、この再送信先の放送事業者の同意を得ていないものであり、この再送信には同意はできません。

(2) 違法再送信

先にも述べましたが、平成15年10月に当該ケーブルテレビ事業者から再送信同意申請があった時、当社の前提である再送信先の放送局の同意を得るよう要請しましたが、当該ケーブルテレビ事業者から、再送信先局の同意が得られないとの報告がありました。そのままの状態で見送られており、当然のこととして当社としては再送信の同意をしていません。同意がない再送信は、有線テレビジョン放送法13条に違反しており、違法行為であります。

大臣裁定のいわゆる「5つの基準」には、「ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合」との項目があります。当社としては、違法で商業行為を続ける当該ケーブルテレビ事業者の企業姿勢は、この基準に規定されたケーブルテレビ事業者としての適格性を欠くものであり、同意できない充分な理由であると考えます。

(3) 大臣裁定のあり方

昭和61年4月23日の第104国会における衆議院通信委員会の佐藤郵政大臣の答弁中、「大臣裁定」制度について“その実施に当たっては、民間同士で話すことが第一義でありまして（中略）しかしどうしてもならないときには、双方の意見を十分に公平に判断した上で所定の手続きを取って裁定に持っていく・・・”との発言があります。審議で5つの判断基準が示されましたが、この基準は、当時のケーブルテレビ産業が極めて零細であったため、その育成策として考えられたものであり、地上放送・ケーブルテレビ産業の状況が大きく変貌した現在には、この5つの基準は、とても公平とはいえないものであります。

我々地上放送事業者は、自主制作番組に加え、ネットを組む各局や他ネット局の番組も購入して放送しています。安易な区域外再送信は、再送信先の地上放送

事業者が購入して放送する前に、同じ番組がケーブル事業者を通じて放送される事態を生じ、再送信先の地上放送事業者に多大な不利益をもたらすものと言えます。ケーブル事業者は、昭和 61 年当時とは大きく異なり、いまや地上放送事業者にとって強力なライバル事業者になっています。そして、区域外再送信に同意すべき旨の大臣裁定は、ケーブル事業者が地上放送事業者の役務にフリーライドして事業を営むことを、地上放送事業者に強制的に認めさせるものです。

県域免許制度における秩序維持は、再送信先の地上放送事業者と再送信元の地上放送事業者が相互にその立場を尊重することで成り立っており、安易な区域外再送信は、長年築き上げてきた秩序をなし崩しにするものであり、公正な競争秩序をも破壊するものです。再送信問題に関わる 5 つの判断基準を現状に適したものに見直し、公平な判断をしていただくようお願いする次第であります。

(4) 著作権法に基づく再送信許諾について

地上放送を再送信するためには、放送番組に係わる全ての著作権処理を行う必要があります。権利処理が必要となるものには、放送事業者が有する著作隣接権、放送番組の著作権、及び放送番組に含まれる原権利者が有する著作権等があり、当該ケーブルテレビ事業者の裁定申請書によると、放送番組に含まれる原権利者が有する著作権等については“請求分は支払ってある”、放送事業者が有する権利については“協議して解決できる問題だ”とあります。当社としては、番組の権利料等として一切の対価を受け取っておらず、協議もしておりません。そもそも契約形態について協議する以前に、著作権法第 23 条・第 99 条にある許諾を受けないで再送信することは違法であることを申し上げているにも関わらず、当該ケーブル放送事業者は協議の場を持つともせず、違法再送信を続けていることは、誠に遺憾なことであります。

また、放送番組の著作権について、ローカル制作番組に参画する著作権者等の権利者や、購入番組における映像著作権者（映画製作者等）との契約（放送事業者が放送番組の著作権者から放送権を取得する契約）は自局放送地域限定の場合が多くあります。その場合、仮に区域外への再送信に同意せよとの大臣裁定が下された場合、その裁定に従って同意することが上記相手方との関係で契約違反となり、我々放送事業者がその責任を負う結果にもなりかねません。

(5) 過去の同意

当該ケーブル事業者には、平成15年10月の再申請までに2度の再送信同意を致しておりますが、今般の地上放送・ケーブル放送産業の変貌を鑑み、(1)の項目で述べました地上放送全体の秩序維持と健全な発展という観点から、再送信先の地上放送事業者に不利益を与える行為については大きな問題であると考え、平成15年10月の申請から“再送信先の放送事業者の同意があること”を改めて区域外再送信同意の前提とした次第です。

地上放送事業者は、平成18年から開始したデジタル放送に、経営体力の限界を超える設備投資負担を強いられています。この時期に区域外再送信による不利益が加わることは、ますます経営を圧迫するものであり、再送信先の局の立場に立つと、とても安易に容認できるものではありません。

また、当該ケーブルテレビ事業者の裁定申請書には、“広島県と山口県の両方の放送を視聴する習慣がある。また、合併後の岩国市で地域情報格差が広がる”という主張があります。地上放送は無料且つ域内あまねく普及が使命であることに対し、ケーブル放送は有料且つ地域限定という大きな違いがあります。ケーブルテレビに加入したくても加入できない世帯と加入できる世帯との間の情報格差は、ケーブルテレビ事業者の主張する問題よりはるかに大きな問題であり、我々の無料で且つあまねく普及という使命を踏みにじるものであると考えています。

おわりに

当社と致しましては、今まで述べてきました通り、有線テレビジョン放送法と著作権法に違反したまま営業を継続するケーブルテレビ事業者に有利といえる判断基準で大臣裁定を行い、再送信同意を強制することは大きな問題があると考えています。

仮に、今回、当社の主張が受け入れられず、再送信同意を強いられるに至ったとしても、著作権法に基づく著作権者としての権利は失われるものではなく、著作権法に基づいて対価を求める権利と、差し止め請求等によって再送信を阻止できる権利について、これを留保することを明記いたします。

放送事業者は、多額のデジタル設備投資を行い、県内100%のカバーを早期実現すべく努力を続けています。その実現には、隣接県放送事業者との協調が大変重要な要素であります。このような状況下、区域外再送信において、再送信先

の放送事業者に新たな不利益を発生させる事態は極力避けたいとの当社の考えを理解して頂き、公平な結論を下していただきますよう、重ねて強く要望する次第です。

3. 本件に関する協議の経緯

「参考資料1」のとおり

4. その他参考となる事項

なし

参考資料 1

協議の経緯

1. 平成15年10月から平成19年3月まで
 - ・ 数回、電話による同意願
 - ・ 数回、来社され、再送信先の同意が得られない旨報告

 2. 平成19年3月12日
(株)アイ・キャン2名来社 TSS 技術部・編成部で対応

 3. 平成19年4月11日
(株)アイ・キャン1名来社 TSS 技術部対応

 4. 平成19年5月10日
(株)アイ・キャン3名来社 TSS 技術部・編成部で対応
2. 3. 4. で
- ・ 県域免許の趣旨
 - ・ 事業拡大区域における広島放送局の視聴状況
 - ・ 当社の判断基準
 - ・ 著作権法
- 等について協議

Kビジョン株式会社から平成19年5月30日付けで提出
された総務大臣裁定申請についての意見書

平成19年7月12日
株式会社 テレビ新広島

平成19年7月12日

総務大臣

菅 義偉 様



〒 734-8585

住 所 広島県広島市南区出汐2-3-19

氏 名 株式会社 テレビ新広島

代表取締役社長 永野 正雄

電話番号 [REDACTED] (代表)

意 見 書

平成19年5月30日付け、有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づくKビジョン株式会社からの裁定申請について、有線テレビジョン放送法第13条第4項の規定に基づき、下記の通り意見を申し述べます。

はじめに

この度、Kビジョン株式会社から、当社に対し、有線テレビジョン放送法に基づき再送信同意を求める大臣裁定申請がなされました。当該ケーブルテレビ事業者は、平成15年10月の再送信同意申請時に、当社より“地元山口局の放送事業者と協議のうえ、当社の再送信について了解を得るよう”文書で通達したところ、何の返答もなく、当社の同意がないまま違法に再送信を続けてきました。

今回、中国総合通信局からの指導により、本年3月と5月の2回、協議の場を持つただけで大臣裁定によって強制的に再送信同意を引き出そうとすることは、「大臣裁定」という制度を極めて安易に利用しようとするもので、非常に残念であり、遺憾であります。

1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

名 称	株式会社 テレビ新広島
代表者の氏名	代表取締役 永野 正雄
郵便番号	734-8585
住 所	広島県広島市南区出汐2-3-19

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

(1) 県域免許制度と区域外再送信

我々放送事業者は、県域免許制度のもと地上テレビ放送全体の秩序維持と健全な発展を図るという大きな責務を担っています。県境近くの中継局はもとより、全ての送信所からの電波は、県境を越えないよう最大限の努力を払い、超える場合は、地域総合通信局及び地域の放送事業者と十分な協議の上で、同意のもと、放送許可を得ています。そのような努力の一方で、ケーブルテレビ事業者による区域外再送信は、再送信先の同意がなくても送信側の同意だけで再送信が可能な制度であり、区域外再送信と県域免許制度との間で大きな不整合が存在するのは明らかであります。

当社としては、著作権法第99条にある“放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利”を専有しているとの認識に立ち、区域

外再送信同意については、先に述べました秩序維持のために“再送信先の放送事業者の同意を得ること”を大前提としております。

この度のKビジョン株式会社からの再送信同意申請は、この再送信先の放送事業者の同意を得ていないものであり、この再送信には同意はできません。

(2) 違法再送信

先にも述べましたが、平成15年10月に当該ケーブルテレビ事業者から再送信同意申請があった時、当社の前提である再送信先の放送局の同意を得よう要請しました。しかし、当該ケーブルテレビ事業者は再送信先局との協議の経緯報告もせず、また当社への協議要請もないまま、まったく無視状態で再送信を続けていました。これは有線テレビジョン放送法13条に違反しており、明らかな違法行為であります。

大臣裁定のいわゆる「5つの基準」には、「ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合」との項目があります。当社は、協議の場を持つともせず違法で商業行為を続ける当該ケーブルテレビ事業者の企業姿勢は、この基準に規定されたケーブルテレビ事業者としての適格性を欠くものであり、同意できない十分な理由であると考えます。

(3) 大臣裁定のあり方

昭和61年4月23日の第104国会における衆議院通信委員会の佐藤郵政大臣の答弁中、「大臣裁定」制度について“その実施に当たっては、民間同士で話すことが第一義でありまして（中略）しかしどうにもならないときには、双方の意見を十分に公平に判断した上で所定の手続きを取って裁定に持っていく・・・”との発言があります。審議で5つの判断基準が示されましたが、この基準は、当時のケーブルテレビ産業が極めて零細であったため、その育成策として考えられたものであり、地上放送・ケーブルテレビ産業の状況が大きく変貌した現在には、この5つの基準は、とても公平とはいえないものであります。

我々地上放送事業者は、自主制作番組に加え、ネットを組む各局や他ネット局の番組も購入して放送しています。安易な区域外再送信は、再送信先の地上放送事業者が購入して放送する前に、同じ番組がケーブルテレビ事業者を通じて放送される事態を生じ、再送信先の地上放送事業者に多大な不利益をもたらすものと

言えます。ケーブル事業者は、昭和 61 年当時とは大きく異なり、いまや地上放送事業者にとって強力なライバル事業者になっています。そして、区域外再送信に同意すべき旨の大臣裁定は、ケーブル事業者が地上放送事業者の役務にフリーライドして事業を営むことを、地上放送事業者に強制的に認めさせるものです。区域免許制度における秩序維持は、再送信先の地上放送事業者と再送信元の地上放送事業者が相互にその立場を尊重することで成り立っており、安易な区域外再送信は、長年築き上げてきた秩序をなし崩しにするものであり公正な競争秩序をも破壊するものです。再送信問題に関わる 5 つの判断基準を現状に適したものに見直し、公平な判断をしていただくようお願いする次第であります。

(4) 著作権法に基づく再送信許諾について

地上放送を再送信するためには、放送番組に係わる全ての著作権処理を行う必要があります。権利処理が必要となるものには、放送事業者が有する著作隣接権、放送番組の著作権、及び放送番組に含まれる原権利者が有する著作権等があり、当該ケーブルテレビ事業者の裁定申請書によると、放送番組に含まれる原権利者が有する著作権等については“請求分は支払ってある”、放送事業者が有する権利については“協議して解決できる問題だ”とあります。当社としては、番組の権利料等として一切の対価を受け取っておらず、協議もしておりません。そもそも契約形態について協議する以前に、著作権法第 23 条・第 99 条にある許諾を受けないで再送信することは違法であることを申し上げているにも関わらず、当該ケーブル放送事業者は協議の場を持つともせず、違法再送信を続けていることは、誠に遺憾なことであります。

また、放送番組の著作権について、ローカル制作番組に参画する著作権者等の権利者や、購入番組における映像著作権者（映画製作者等）との契約（放送事業者が放送番組の著作権者から放送権を取得する契約）は自局放送地域限定の場合が多くあります。その場合、仮に区域外への再送信に同意せよとの大臣裁定が下された場合、その裁定に従って同意することが上記相手方との関係で契約違反となり、我々放送事業者がその責任を負う結果にもなりかねません。

(5) 過去の同意

当該ケーブルテレビ事業者には、平成 15 年 10 月の再申請までに 2 度の再送

信同意を致しておりますが、今般の地上放送・ケーブル放送産業の変貌を鑑み、(1)の項目で述べました地上放送全体の秩序維持と健全な発展という観点から、再送信先の地上放送事業者に不利益を与える行為については大きな問題であると考え、平成15年10月の申請から“再送信先の放送事業者の同意があること”を改めて区域外再送信同意の前提とした次第です。

地上放送事業者は、平成18年から開始したデジタル放送に、経営体力の限界を超える設備投資負担を強いられています。この時期に区域外再送信による不利益が新たに加わることは、ますます経営を圧迫するものであり、再送信先の局の立場に立つと、とても容認できるものではありません。

また、当該ケーブルテレビ事業者の裁定申請書には、“10年間に渡って視聴し情報を得てきた放送が視聴できなくなることは視聴習慣を絶ち、情報化に逆行する”という主張があります。地上放送は無料且つ域内あまねく普及が使命であることに對し、ケーブル放送は有料且つ地域限定という大きな違いがあります。ケーブルテレビに加入したくても加入できない世帯と加入できる世帯との間の情報格差は、ケーブルテレビ事業者の主張する問題よりはるかに大きな問題であり、我々の無料で且つあまねく普及という使命を踏みにじるものであると考えます。

おわりに

当社と致しましては、今まで述べてきました通り、有線テレビジョン放送法と著作権法に違反したまま営業を継続するケーブルテレビ事業者に有利といえる判断基準で大臣裁定を行い、再送信同意を強制することは大きな問題があると考えています。

仮に、今回、当社の主張が受け入れられず、再送信同意を強いられるに至ったとしても、著作権法に基づく著作権者としての権利は失われるものではなく、著作権法に基づいて対価を求める権利と、差し止め請求等によって再送信を阻止できる権利について、これを留保することを明記いたします。

放送事業者は、多額のデジタル設備投資を行い、県内100%のカバーを早期実現すべく努力を続けています。その実現には、隣接県放送事業者との協調が大変重要な要素であります。このような状況下、区域外再送信において、再送信先の放送事業者に不利益を発生させる事態は極力避けたいとの当社の考えを理解して頂き、公平な結論を下していただけるよう重ねて、強く要望する次第です。

3. 本件に関する協議の経緯

「参考資料1」のとおり

4. その他参考となる事項

なし

参考資料 1

協議の経緯

1. 平成15年10月～平成19年2月

Kビジョン(株)から数回、電話にて同意の要請あり 技術部対応

2. 平成19年3月13日

Kビジョン(株) 2名来社 TSS 技術部・編成部で対応

3. 平成19年4月11日

Kビジョン(株) 2名来社 TSS 技術部・編成部で対応

- ・ 県域免許の趣旨
- ・ 当社の判断基準
- ・ 著作権法

等について協議